

昭和二十四年十二月一日
答弁第六四号

(質問の 六四)

内閣衆甲第一二四号

昭和二十四年十二月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員渡部義通君提出未就学並びに長期欠席児童生徒に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡部義通君提出未就学並びに長期欠席児童生徒に関する質問に対する答弁書

学齢児童生徒の義務就学につきましては、学校教育法及び同法施行規則によつて、そのよりどころを明らかにしていますが、主として家庭の貧困と児童生徒の怠慢が原因で、現在多数の不就学者及び長期欠席者のありますことは遺憾であります。

家庭の貧困による者の対策としましては、現在生活保護法において教育費として、年額一人あたり中学校二、二九三円、小学校九六三円として計算していますが、現在の社会及び経済状態では充分といえませんが、財政事情の許す限り極力その拡充に努力したいと思つております。又怠慢によつて就学から遠ざかる者に対しましては、教育委員会を通じて、学校管理面から強力に善導することに努めています。なお、これについては、青少年の不良化とも関連しますので、関係各省が充分協力して、その解決に努力しております。

右答弁する。